食を通じた子育て・支え愛事業補助金のご案内

【募集期間】令和2年6月26日(金)~7月27日(月)17時必着

※予算額に到達次第、募集を締め切ります。

新型コロナウイルス感染症の拡大等により厳しい状況に追い込まれている子育で家庭の食を確保し、子どもと家族の命を守るため、地域において、他の団体と協力して継続的に行う食を通じた支援に対して補助を行います。



1. 補助対象者

▶ 子ども食堂や飲食店、フードバンクなど食材や 食事を提供する団体





2. 補助対象経費・補助率等・補助対象期間

【補助対象経費】▶ 新型コロナウイルス感染症の拡大等により厳しい状況に追い込まれている子どもや 子育て家庭に食料や弁当等を提供するためにかかる経費

【補助率等】 ▶ 補 助 率:補助対象経費の県10/10

▶ 補助限度額:1団体あたり上限5万円

【補助対象期間】▶ 令和2年6月26日(金)から令和3年3月31日(水)まで

3. 補助対象事業の要件

以下に該当する事業を行う場合に、実施に係る経費を補助します。

- ① 三重県内で実施される取組であること。
- ② 子どもや子育て家庭に無料または安価で食材・料理等を提供する取組であること。
- ③ 1回当たり10食または5世帯以上提供できること。
- ④ 子ども食堂や飲食店、フードバンクなど食材や食事を提供する団体であって、他の団体と協力して、継続的に食を通じた支援を行うこと。
- ⑤ 周囲の環境、運営時間等に配慮すること。また、食中毒等の食品事故も含め、参加者の安全確保には十分に努めること。
- ⑥ コロナウイルス感染症拡大の状況下においては、人と人との距離を取り、換気をするなど、 感染症が拡大しやすい3密(密閉、密集、密接)の条件が揃わないよう十分に注意するこ と。
- ⑦ 県の他事業の補助対象となっていないこと。

(※裏面に続く)

4. 応募方法

(1) 募集期間 令和2年6月26日(金)~ 7月27日(月)17時必着

(2) 申請書類

- ① 交付申請書(様式1)② 事業計画書(様式1 別紙1)③ 収支予算書(様式1 別紙2)
- ④ 役員等に関する事項(様式1 別紙3)
- ⑤ 定款の写し及び登記簿謄本の写し(※法人の場合のみ)
- ⑥ 消費税及び地方消費税の「納税証明書その3 (未納の税額がないこと)」(有料)
- ⑦ 全ての県税に滞納がないことの納税証明書(有料)
- ⑧ 申請者の概要が分かるもの(パンフレット、ホームページ等)

※各様式はこちら

https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0323800061.htm

※郵送の際は受領確認の電話を、持参の際は土・日・ 祝日を除く平日8時30分から17時00分までの間にお持ちください。

(3)提出先及び提出方法

提出書類に必要事項を記載のうえ、郵送または持参にて下記担当にご提出ください。

【提出先・問い合わせ先】

三重県子ども・福祉部子育て支援課 担当 森田 山本

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL: 059-224-2271 FAX: 059-224-2270

E-mail:kodomok@pref.mie.lg.jp

詳細については「交付要領」をご確認ください。

5. 食を通じた子育て・支え愛事業について

本補助金を利用される方には、今後も食を通じた子育て・支え愛事業に参加いただくようお願いします。

民間団体



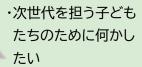
・子どもに居場所を届けたい

・子どもに届ける○○が「足りない」



食を通じた子育て・ 支え愛事業

飲食店等



・○○が「余っている」 何か役に立てば……



お弁当

「食を通じた子育て・支え愛事業」とは、子ども食堂等の取組にあたって協働するパートナーを見つけ、 「支援を必要としている団体」と「支援できる団体」を結びつけるための取組です。

- ① 支援に足りないものがあれば、支援を呼び掛けてみる
- ② 支援できるものがあれば、必要としているところがないか探してみる

地域の資源が、その時必要としている人につながる情報共有のしくみをめざします。